

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案の概要

平成20年10月24日

経済産業省 商務情報政策局

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

1. 改正の背景

特定家庭用機器再商品化法附則第3条にある施行後5年を経過した場合における検討の規定に基づき、家電リサイクル制度の評価・検討を行った審議会の報告書を踏まえ、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加するとともに、再商品化等の基準を見直す等、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 特定家庭用機器の追加（令第1条関連）

特定家庭用機器に以下のものを追加する。

- ・ 液晶式テレビジョン受信機（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式テレビジョン受信機（同条第2号に追加）
- ・ 衣類乾燥機（同条第4号に追加）

(2) 電気洗濯機からの特定物質等の回収・破壊義務の追加（令第2条関連）

生活環境の保全に資する事項であって、当該再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項に、電気洗濯機のうち、冷媒として特定物質等を使用するものからの特定物質等の回収・破壊に関する規定を追加する。

(3) 再商品化等基準の見直し等（令第3条関連）

再商品化等の基準について、以下のように変更・新設を行う。

エアコンディショナー：100分の70（現行：100分の60）

液晶式・プラズマ式テレビジョン受信機：100分の50（新設）

電気冷蔵庫・電気冷凍庫：100分の60（現行：100分の50）

電気洗濯機・衣類乾燥機：100分の65（現行：100分の50）

（衣類乾燥機については新設）

（注）ブラウン管式テレビジョン受信機：変更なし（100分の55）

3. 施行期日

平成21年4月1日